

平成19年02月23日

〒590-0494

京都大学原子炉実験所

助手・小出 裕 章 様

〒177-0041 4-25

蒼天社政治情報センター

代表・石川 鐵 也



公 開 論 議 書 VIII

青森にて本日、平成19年2月17日付公開論議書Ⅷに対する小出論(2月21日付)を拝見しました。その内容はこれまで同様であります、私の見解を述べさせていただきます。京大研究者の一員であることを再認識なされ、送付する以前に再確認されますことをお勧めします。

— 記 —

1. 小出さんの主張「私自身は政策立案作業に参加したいなど書いたことは一度もありませんについての結論 —

小出さんが参加したいのか否か、それこそ一番些末な問題であり、何故、これ程までに言い訳を繰り返すのかが理解できません。小出さんも読解力を高め、同意語についても学んでくださいね。

2. 小出さんの主張「カネとの引き換えに押し付けられてきました」についての結論 —

原子力施設の誘致についても、地元要請があってはじめて成されるものであります。小出さんもお承知のように、我が国は独裁国家ではありません。誘致の理由も千差万別であって良いのです。財源問題を理由として何が悪いのですか。財源問題で誘致すると、何故、「押し付けられた」ことになるのですか。小出さん、読解力と併せ、物事の道理も学んで下さいね。

3. 小出さんの主張「一度カネにすがって財政規模を大きくしてしまった地方自治体は、そのカネが尽きれば新たなカネにすがらしかありません」についての結論 —

小出さんをお願いされても仕方のないことです。安定が得られなければ、安定が得られるように努力をする。責任ある首長の努めです。問題は、得た資金の活用方法にあるのです。「馬鹿にしているのではない」と言うのであれば、小出さんも正しい活用方法を助言してください。

4. 小出さんの主張「石川さんは相変わらず些末な事実だけにこだわっています」についての結論 —

小出さんなら、「私は、私の主張があれて全てとは言っておりません。部分的な発言を取り上げ、さも、それが全てであるかのように決めつけないでください」と反論されるでしょうね。小出さん、私は、当時の状況についてもよく把握しております。

署名、押印時の出来事は、決して「些末な事実」ではありません。外交問題でもままあることですが、どんなに時間をかけようとも、最後の詰めに失敗すれば、それまでの努力、その一切が水泡に帰すことになるのです。

また、ウラン残土は、他人の土地に勝手に置かれた訳ではありません。にもかかわらず、小出さんは「放射能のごみを他人の私有地に野ざらしに放置した」と嘘をついたのですよ。小出さん、放射能のごみを他人の私有地に勝手に置くことは犯罪です。動燃もそういった常識を有しているからこそ、搬出先が明記されていない当該書への署名、押印を拒否し続けたのです。小出さん、道理を学んでくださいね。

5. 小出さんの主張「協定書を結んだ当事者が崩れてしまえば、それでおしまいです」についての結論 —

協定書が意味を持ったのは、①パフォーマンス好きの片山知事が裁判助成した事②動燃が協定書の無効を主張しなかった事③裁判官が、原、被告双方に対し、「将来、人形峠に搬出できるという具体的な根拠があるのですか」と質さなかった事、故ですよ。

6. 小出さんの主張「森善朗の答弁」についての結論 —

小出さん、貴方も、存在する高レベル放射性廃棄物を何とかしなければならない、と認めているのですよ。地上管理型であれ、地下処分であれ、最終処分場は必要不可欠なのですよ。地元住民(国民)が抵抗するだけで解決するのですか。京大研究者の一員(助手には給料が・?)と認識なされ、これ以上の愚論を展開させるべきではありません。

7. 小出さんの主張「火力発電の設備があります。火力発電の燃料の手当をする必要が生じます。その困難を軽減するために、エネルギー消費そのものを減らす方向で一刻も早く行動すべきです」についての結論 —

本件についても反論はできないようですね。小出さん個人が、原子力に反対しようとも、夢を見ようとも、私は何も申しません。

8. 小出さんの主張「それに対して私はすべての発電方法にはそれぞれ固有のメリットもデメリットもあると主張しています」についての結論 —

小出さん、「それぞれ固有のメリットもデメリットもある」と主張するだけでは駄目ですよ。どんなメリットがあり、どんなデメリットがあるのか、そういったものを明確にしたうえで、国民の役にたてなければ意味がありませんよ。理想論は、現実を踏まえなければ語れませんが、夢想論は、責任を自覚しなければ語れます。

9. 安定電源の定義については終了です。

小出さんの主張「旧ソ連が原子力に依存しなければ、チェルノブイリ事故自体を避けられたのです」についての結論 —

以前、「安全な水と衛生施設の不備から毎年200万人の子供が亡くなっている」とした毎日新聞記事の抜粋を紹介しました。確かに、不衛生な水に依存しなければ死亡しなかったかも知れませんが、しかし、その水を飲まなかったなら必ず死亡したでしょう。

旧ソ連から独立したバルト三国は、チェルノブイリ型原発の代替エネルギーとして、ロシア型とは異なる原発を建設すると決定したそうですね。バルト三国だけではありま

せん。チェルノブイリ事故の発生地であるウクライナも同様です。クチマ大統領は何故シュレーダー・ドイツ首相の提案（火力発電所の拡張・新設）を拒否し、原発の完成にこだわったのでしょうか。責任者故の決定なのです。

責任者となれば、「原発があるから事故を起こす」などといった無責任論は絶対に言えません。小出さんのように、責任を問われない人々だけが言える言葉なのです。震災に見舞われた兵庫県も、最初に望んだのは「一刻も早い安定供給」なのです。

私が「衣食住足りて礼節を知る」と説いたのは、その道理を説いたのです。礼節を知らない日本人が増えた原因は、民主社会における自己責任を理解できず、「発言の自由」を濫用するからです。一方、税金で生活している者らの不作為。税金で生活している者らの無責任な発言も影響を与えているのでしょう。

10. 小出さんの主張「24基の風車すべての運転を取りやめている、と書いてきましたが、これもまた些末な事実を棒大(ママ)に誇張しているだけです」についての結論――

小出さん、自身でここまで書かれて、まだ理解できないのでいでしょうか。原子力発電であれ、太陽光発電であれ、風力発電であれ、同じメーカー、同じ型式のものに問題が発生すれば同様機種については確認するのです。原子力発電だけが特別ではありませんよ。

私は数時間前、転倒した風力発電の建設地におりました。小出さんは、「同じウィンドファーム内の風車を止めて点検することは当たり前です」と書かれておりますが、小出流に申せば、これも事実反します。数十基もある他の風車はこれでもかというほどに力強く回転していました。その中で、倒壊後に停止した24基だけがピクリとも動かないのです。規制緩和以降、一基、一基を囲むフェンスの設置も義務づけされなくなり、生活圏への設置も許可されるようになりました。

もし、転倒した風車の下敷きになった家族がいたならば、その家族が無残な姿をさらすことになったならば、マスコミ報道の影響を受け、他国においても停止確認される可能性はあるのです。たら、れば論で語れば、原子力発電、太陽光発電、風力発電、すべて同様ですよ。

11. 小出さんの主張「些末な事実で全体を正当化することはできない」についての結論――

「言いがかり」とはまた下劣な表現を用いられましたね。苦笑しつつ、髪斗を付けて小出さんにお返しします。

事実の一端として紹介したにもかかわらず、小出さんは、何故、敦賀のタクシー運転手にこれ程こだわるのですか。個人が生活するための収入源を「些末な事実」と決めつける小出さんの発言こそ正当化する訳にはいきません。小出さんの書かれた文書によると、貴方は給料の他に年間数十万円の公費をいただき研究しているようですが、一体何を研究し、これまでに、どれだけ国民の為になる成果を出されたのでしょうか。

原発の利益を受けているのは敦賀のタクシー運転手だけではなく。しかし、当該文言はタクシー運転手への蔑視と理解せざるを得ません。

12. 小出さんの主張「法的な論議をお望みであれば、どなたか他の相手をお探し下さい」についての結論――

小出さん、貴方が1月10日付けの文書で「日本国憲法の前文には」云々と書かれたの

で、私も「日本国憲法についても一言」云々（1月14日付）と応じたのですよ。反論するのであれば、きちんと反論してくださいね。

13. 小出さんの主張「自然エネルギーだけで生活できるようにするには、長い年月が必用だ」についての結論 —

小出さんの言うところの「長い年月」については説明されていませんね。抽象論ということで了解しました。

自然エネルギーの拡大のために働く前に、まず、自身でも実行してくださいね。

14. 小出さんの主張「私は、核＝原子力を廃絶するため原子力にかかわり続ける」についての結論 —

小出さん自身の自慰的行動のみならば、私が口出しする謂れはありません。しかし、事実と反する主張をもって国民を扇動しようと図るならば、やはり議論せずにはいられません。

15. 小出さんの主張「ウランは放射性物質であり、それが地底に眠ったままであれば、地上の生き物が被爆する恐れがなかった」についての結論 —

方面のウラン残土についても管理されていたと認識しています。同様に地層から掘削されたトンネルの残土は、畑の埋め立て、倉吉農校等の埋め立てに利用され、まさに放置されていますよ。以下、鳥取県とのQ Aを記載します。

Q「人形トンネル及び三朝トンネル工事にともなって搬出された残土の総量及び具体的な処理方は」

A「人形トンネル残土の総量は約10万立法メートルで、全てトンネル前後の盛土に使用しています。三朝トンネルの残土総量は約8万立法メートルで、中部地方の公共工事で使用したものが4万立法メートル、湯梨浜町の残土処分場へ搬出したのが3万7千立法メートル、トンネル前後の盛土に使用したものが3千立法メートルとなっています」

Q「人形トンネルの残土について、岡山県側では役場の埋め立てにも使用した、と証言しましたが、鳥取県側では本当に盛土以外に使用されなかったのでしょうか。また、残土処理場へ搬出されたもののその後の処理方は」

A「処分場へ搬出したものについては、その後造成し、現在は畑として利用されています。中部地区で使用した残土の具体的な搬出先は、国道9号、国道313号、西倉吉団地、倉吉農校グラウンドなどです」

Q「トンネル残土については、放射線等のチェックをされたのでしょうか」

A「本県では通常、トンネル工事や山切りの工事において放射能等の計測を行うことはありません。ただし、人形トンネルについては、人形峠鉱山に近接していることから工事着手前と施工中に放射能等の計測を行い、安全性を確認しています」

Q「その具体的な計測方法及び計測で得られた数値は」

A「具体的な計測方法や計測結果については、現在記録が残っていません」

Q「当該水平ボーリングを行った業者は、方面地区の地質と同様だった、と証言しましたが、安全性を確認しているとの意味は、放射性物質は検出されたが、人体には影響がないということでしょうか」

A「放射能等を計測した結果、放射性物質は若干検出されたが、人体に影響を与える

ようなものではなかった、という意味です。ただし、当時の記録が残っていないため、具体的な数値までは回答できません」

Q「昨年、生活環境部環境政策課と論じた際には、『人形トンネル及び三朝トンネル工事に伴って生じた残土については、調べたが、どこに運ばれたのか記録がないので分からない』などと説明されました。こういった虚偽説明の責任は一体誰にあるのでしょうか。トンネル工事で発生した残土の安全を確認しないまま、畑やグラウンドに埋め立てた理由は」

A「お寄せいただきましたご質問につきましては、既に本質的なところはお応えしている通りです」

Q「お答えされておられません。お答えしている通り、と断じるのであれば、いつの回答文の、この部分です、と具体的にご指摘いただきたい」

A「繰り返しになりますが、既に、本質的なところはお答えしていると認識しております。今後の質問については、回答済みと判断した場合は、回答いたしませんのでご了解いただきますようよろしくお願いします」

知事・片山善博様「以前お答えしているとおり、と回答しておきながら、では、『いつの回答書に記されているのですか』と問われ、本質的な点で回答済みです、と逃げるようでは鳥取県民も情けない思いにかられることでしょう。これを契機として、売名的行為の自粛自戒に努めてください」（内容証明郵便）。

こういった無責任な鳥取県行為を放置と言うものではありませんか。当該ウラン残土に関わった文科大臣は既に替わり、鳥取県知事も4月で交替する。文科省担当課長も替わり、残るのは機構職員だけ。この先、何が飛び出るのか。誰が責任をとるのか？小出さんの行為は、税金の無駄遣いを誘発させただけでしょうか。

ガラス固化体に変化が見受けられるような地中での変動があれば、「地上の被害も絶大」と断じられます。小出さんは「地上管理型なら対処できるような話をされますが、一体どの様な場面を想定してのことでしょうか。その時点で本当に対処できるのか否かを含め、真剣に議論すべきである。現時点における深地層処分ありきにも納得できないが、反対ありき論にも納得できるものではない。

16. 小出さんの主張「方面の梨に比べてより多くの放射能を含んでいる梨もあるだろうし、放射能の含有量の少ないものもあるだろう」云々についての結論 ―

「梨については興味がありませんので、測定していません」とのこと。小出さんは、興味の有無で活動されているのですね。最初に述べていただければ、質す必用もありませんでした。梨の調査については、「危険だから持ち出せ」と主張し、結果として1億円以上の税金を取得した方面地区が実施すべきでしょうね。是非とも住民に提言してください。

以上